

＜改正点まとめ＞

● 土地利用事業指導要綱改正

＜中間確認について＞ 指導要綱 第 15 条 （届出）

改正内容：第 15 条に防災工事の施工後に、「工事施工状況届出書」の提出により、
防災工事の施工状況を確認する。

＜緑化基準について＞ 一般基準 5 施設関係 （10）

改正内容：緑地の配置について、現状の「適切に」から、
「道路に面する部分又は景観や防災等に配慮した形状及び場所に」修正する。

＜駐車場設置基準について＞ 一般基準 5 施設関係 （13）、別記 3

改正内容：敷地内に 1 戸 1 台以上の駐車場配置を原則とし、敷地内配置が困難な場合には
近隣の駐車場確保を確認できれば、敷地内に 1 戸 1 台以上の駐車場配置を
要しないものとする。

● 新たな運用指針

＜雨水浸透施設設置の協力について＞

施工区域面積が 1,000 m²未満は土地利用事業の対象とはならず、特段指導は行っていないが、近年の豪雨等の被害が発生している中で、500 m²以上 1,000 m²未満の小規模な土地利用においても、雨水の直接放流を避け地下浸透を促進することで、流末河川への流入を遅らせ、浸水や冠水被害の軽減を図るため、雨水浸透施設の設置を依頼する。

● 開発行為等の手引き

< 接続道路について >

改正：下記条件を満たす場合は、接続道路の幅員が 5 m 以上 6 m 未満であれば道路基準を満たすものとする。

宅地分譲

- ・ 予定建築物の用途が一戸建て住宅（宅地分譲、一户建て賃貸住宅）であること
- ・ 開発区域面積が 3,000 m² 未満であること
- ・ 開発区域が長泉町立地適正化計画の居住誘導区域内であること

共同住宅等

- ・ 予定建築物の用途が共同住宅等であること
- ・ 開発区域面積が 3,000 m² 未満であること
- ・ 開発区域が長泉町立地適正化計画の居住誘導区域内であること
- ・ 開発区域の用途地域が、第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域であること

< 幹線道路について >

幹線道路について、住居系であれば 6 m 以上、住居系以外であれば 9 m 以上の国道、県道、都市計画道路、町道 1 級 2 級を幹線道路とすることを基本とする（幹線道路配置図）。

雨水浸透施設設置の協力について（依頼）

長泉町土地利用事業指導要綱の承認が必要となる事業は、水害リスクの低減などを図ることを目的として、原則、調整池の設置を指導しておりますが、町では、近年の豪雨等による浸水や冠水の被害が発生していることから、下表の事業についても、雨水浸透施設の設置についてご協力をお願いします。

対象事業	長泉町土地利用事業指導要綱第2条第1号に定める土地利用事業 (ただし、第3条第1項各号に定めるものを除く。)
対象面積	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満
目 的	雨水を地下へ浸透させることで、河川へのピーク流出量を抑制し、 水害リスクの低減などを図ること。

本協力依頼に基づき提出される計画書は、雨水浸透施設に係るものであり、他法令等による許認可、協議等は別途必要となります。

また、本計画書の提出をもって、長泉町土地利用事業指導要綱に基づく承認が不要であることを証明するものではありません。

長泉町建設計画課 計画チーム

電話：055-989-5520

FAX：055-986-5905

雨水浸透施設設置の協力依頼に係る計画書

年 月 日

長泉町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

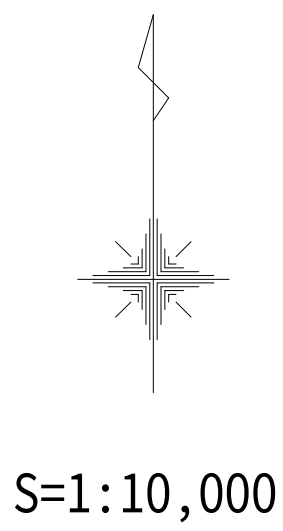
雨水浸透施設設置の協力依頼について、次のとおり計画書を提出します。

事業の目的			
施行場所			
用途地域			
施行面積	m ²	地目	
着手予定年月日			
完了予定年月日			

(注)

- 1 計画書作成者の住所、氏名、電話番号、担当者氏名を欄外へ記載すること。
- 2 添付図書は「位置図」「公図写」「現況平面図」「土地利用計画平面図」「造成計画断面図」「建物平面図及び立面図」「雨水浸透施設構造図等」「求積図」「現況写真」「その他必要な書類」を提出すること。

長 泉 町 道 路 網 図
(1・2級幹線)



— 国道

— 県道

— 都市計画道路

— 1級幹線

— 2級幹線

